資料№.１	総務文教常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月５日【総務部基地・防災課】

地域防災計画の修正について

１　恵庭市地域防災計画

恵庭市地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、恵庭市の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧・復興の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定し、変わりゆく災害リスク等に対応するために常に実効性のある状態に見直しを行っている計画である。

２　計画の修正趣旨

河川氾濫に係る特別警報の新設などの気象業務法及び水防法の改正や、避難所における熱中症対策、地下構造物の浸水対策といった近年の災害による教訓等を踏まえ、令和 8 年 7 月に修正された国の防災基本計画の内容を本市の計画へ反映させ、防災対策の充実・強化を図ることを目的とする。

３　計画の修正箇所の概要

（１）気象業務法及び水防法の改正に伴う警報等標記の修正

警戒レベル相当情報	従前の防災気象情報				
	洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
	指定河川洪水予報	洪水害	大雨浸水害		
5相当	氾濫発生情報	大雨特別警報（浸水害）		大雨特別警報（土砂災害）	高潮氾濫発生情報
4相当	氾濫危険情報			土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報
3相当	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報（浸水害）	大雨警報（土砂災害）	警報に切り替える可能性が高い高潮注意報
2相当	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報		高潮注意報

警戒レベル相当情報	新しい防災気象情報			
	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
2相当	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報

（２）新しい防災気象情報に応じた災害警戒本部及び災害対策本部設置基準の見直し

本部種別	配備体制	配備の目安	マニュアルで定める主な参集範囲（本部長等全てに当てはまる者を除く）
災害警戒本部	準備体制		
	配備体制	◇暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発表され、災害の発生に備え、情報収集、関係機関との連絡調整等応急活動のための諸準備を行う必要があるとき。 ◇強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、気象の推移により警報の発表が予想され災害対策の諸準備を必要とするとき。	基地・防災課
災害対策本部	第1配備	◇暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。	各対策部で必要な人員
	第2配備	◇暴風（雪）、大雨、洪水等の警報が発令され、災害の発生が予想され、又は発生したとき。	全正職員
	第3配備	◇数地区にわたり、相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき	会計年度任用職員含む全職員

本部種別	配備体制	配備の目安	マニュアルで定める予定の主な参集範囲（本部長等全てに当てはまる者を除く）
災害警戒本部	準備体制	◇レベル3大雨、レベル3土砂災害、レベル3氾濫等の警報が発表されたとき。 ◇暴風（雪）等の警報が発表されたとき。 ◇強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、気象の推移等、情報収集の必要があるとき。	基地・防災課
	配備体制	◇レベル3大雨・土砂災害・氾濫等の警報が発表され、警戒レベル4以上に移行する恐れがあるとき。 ◇暴風（雪）等の警報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 ◇強風、風雪、大雨又は大雪等の注意報等が発表され、災害対策の諸準備を必要とするとき。 ◇避難所開設の判断が必要となったとき。	基地・防災課、総務課、情報政策課、秘書課
災害対策本部			
	第1配備	◇レベル4大雨・土砂災害・氾濫危険警報が発表されたとき、又は発表見込となったとき。 ◇暴風（雪）等の警報が発表され、災害発生が予想、又は発生したとき。 ◇避難所を開設したとき。	全正職員、基地・防災課会計年度任用職員
	第2配備	◇レベル4大雨・土砂災害・氾濫危険警報が発表され、レベル5大雨・土砂災害・氾濫特別警報に移行する恐れがあるとき。 ◇暴風（雪）等の警報・特別警報が発表され、数地区にわたり相当規模の災害の発生が予想され、又は発生したとき。	会計年度任用職員含む全職員

4　恵庭市防災会議の結果

恵庭市地域防災計画の修正にあたり、令和８年８月２７日に恵庭市防災会議を開催し、修正案について承認をいただいた。

5　今後について

災害警戒本部及び災害対策本部設置基準の見直しを行ったことから、本市各対策部における災害対応マニュアルについても順次修正を進めていく。